

# 宇治田原都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和6年12月

京都府

## 《目次》

|   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 都市計画の目標 .....           | 1  |
| 2 | 区域区分の有無及び方針.....        | 4  |
| 3 | 土地利用の方針 .....           | 5  |
| 4 | 都市施設の方針 .....           | 7  |
| 5 | 市街地開発事業の方針 .....        | 11 |
| 6 | 自然環境の整備又は保全に関する方針 ..... | 12 |
| 付 | 図                       |    |

## 1 都市計画の目標

### (1) 都市づくりの基本理念

本区域は、広域的には京都府南部地域東部の山間の盆地に位置し、北東部では滋賀県に接しており、古くは禅定寺等の寺領や岩山及び郷之口地区に城下町が築かれた歴史を有している。

また、京都大都市圏の近接地として、宇治田原工業団地や民間住宅団地の整備、公共下水道などの生活基盤の改善が図られており、都市化が進んできている地域である。

本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中、激甚化・頻発化する自然災害への対応を進めるとともに、新名神高速道路の全線開通を生かした産業の集積による持続可能な都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、魅力と活力にあふれる新しい時代の宇治田原都市計画区域を築き上げるため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、適切な制限のもと合理的な土地利用と効果的な都市基盤整備により、秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを行うものとする。

### ア 暮らしを支える基盤づくり

#### (ア) 日常生活に必要な施設を国道沿線等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導

- ・ 店舗や診療所等の日常生活に必要な施設については、中心市街地へ誘導する。
- ・ 社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて都市計画道路等の都市施設の配置や構造等を見直す。

#### (イ) 都市の特性に応じた公共交通ネットワークへ再構築

- ・ 都市の特性に応じ、国道沿線等の中心市街地と地域の生活拠点等を結ぶ公共交通ネットワークを再構築する。

#### (ウ) 持続可能な都市基盤施設へ再構築

- ・ 既存都市基盤施設の維持・管理・更新については、都市づくりのプランと整合する集約・再編・広域化などにより効率化を図る。
- ・ 隣接市町との広域連携による都市基盤施設の更なる共同化を検討する。

### イ 魅力あふれる地域づくり

#### (ア) ゆとりある生活空間の確保

- ・ 歩きたくなる空間やオープンスペースの創出等により、ゆとりある生活空間を確保する。
- ・ 市街地の更なる活性化を図るため、街路、公園、広場等の利活用を推進する。
- ・ テレワーク拠点施設の整備等により、二地域居住等に対応する。
- ・ 子育てに適した住環境や、親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくり等、子育てにやさしい都市づくりの取組を進める。

#### (イ) スマートシティの実現

- ・ 持続可能な都市づくりへ向け、新技術や官民各種のデータを活用するスマートシティの取組を進める。

## ウ 未来を拓く産業づくり

### (ア) 府南部地域の特性を生かした産業の集積

- ・ インターチェンジ周辺や幹線道路沿道、工業施設の既存集積地において、優良農地保全に配慮するなど農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、立地ポテンシャルを活かして産業を集積する。

## エ 防災・減災

### (ア) 防災の視点を取り入れた土地利用や住まい方の工夫

- ・ 流域治水の考え方や土地利用規制の導入等も含め、災害リスクを勘案した都市づくりを進める。
- ・ 気候変動を踏まえ、自然災害による被害が増大するおそれがある土地利用転換を抑制しつつ、被害の軽減・早期復旧が可能となるよう、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築等の対策を進める。

## オ 地域の活性化

### (ア) 集落における地域活力の維持・向上

- ・ 農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、上位計画と整合した都市づくりを実現するため、必要に応じた用途地域の指定拡大、開発許可制度の適切な運用により、地域活力の維持・向上につながる土地利用を検討する。

## (2) 区域の将来像

本区域は、御林山、大峰山等の山々に囲まれ、主に山間を流れる田原川や犬打川沿いに平地が広がっている。既成市街地は、これらの河川に平行して整備されている国道307号、府道宇治木屋線沿いの平地部に形成されており、近年では、公共下水道等の生活基盤の改善が図られているものの、小規模な工場や商業施設が住宅や農地と混在する状況にあるため、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導が必要である。また、緑苑坂、銘城台の住宅団地や宇治田原工業団地の開発地については、引き続き良好な居住・就業環境の保全を図る必要がある。

さらに、新名神高速道路や都市計画道路宇治田原山手線等の都市基盤整備の進捗に伴い、産業立地の開発ポテンシャルが高まっており、農林漁業及び周辺環境と調和した、合理的な土地利用を図るとともに、引き続き、美しい景観や自然環境の保全が必要である。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

### ◆豊かな自然環境と調和した、災害に強く、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市

豊かな自然環境を生かした大都市にない魅力的な居住環境を形成し、バス運行体系の再編や隣接市町へのバスネットワークの拡充をすることで、生活利便性の維持・向上と地域経済の活性化により、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市を目指す。

併せて、流域治水の取組を進める等、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を着実に推進することで、激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め、災害に強い都市を目指す。

◆**新名神高速道路等の整備効果を生かし、豊かな産業と交流を創造する都市**

新たな国土軸である新名神高速道路やアクセス道路の整備効果を生かし、産業等の集積を図る。

また、日本緑茶発祥の地としての歴史的財産を生かし、お茶を中心とした交流拠点を形成することで、産業と交流を創造する都市を目指す。

◆**豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市**

琵琶湖国定公園や末山・くつわ池自然公園等の自然環境や禅定寺、世界文化遺産登録に取り組んでいる宇治茶の重要文化的景観などの本区域特有の歴史・文化・自然環境や、優良な農用地の保全等を図るとともに、交流拠点の整備・充実等により、豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市を目指す。

## 2 区域区分の有無及び方針

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、その理由は次のとおり。

- ・人口及び産業等の都市的集積度は低く、また、市街地は区域内の各地に分散して形成されていることから、それぞれの地域の実情に応じた土地利用規制及び都市基盤整備が必要である。
- ・市街地周辺部の農地及び山林等の良好な自然環境については、関係法令との適正な連携により保全を図る。

### 3 土地利用の方針

#### (1) 主要用途の配置の方針

##### ①商業・業務地

立川西地区を中心とし、国道307号沿道において、商業・業務地が形成されている。

今後は、都市計画道路宇治田原山手線沿道において、役場周辺のまちづくりと合わせた多様な都市機能の集積を図るとともに、国道307号沿道に日常生活に必要となる店舗や診療所、業務施設等の集積を図る。

##### ②工業地

宇治田原工業団地をはじめ、（仮称）宇治田原インターチェンジに隣接する銘城台地区から郷之口地区までの国道307号沿道、緑苑坂地区を中心に工業地が形成されており、今後開通が予定される新名神高速道路の整備効果を生かして、引き続き産業振興を図る。

広域交通ネットワークの充実により、流通業務をはじめとした工業需要が高まっており、（仮称）宇治田原インターチェンジから役場庁舎までの宇治田原山手線沿道や岩山・立川地区においては、その立地特性を生かして、周辺環境との調和を図りつつ計画的に工業地の配置を図る。

##### ③住宅地

郷之口地区から岩山地区にかけての国道307号沿道の既成市街地等においては、引き続き地場産業との共存に配慮しつつ、居住環境の維持・改善に努める。

また、銘城台地区及び緑苑坂地区においては、広範囲に低層住宅地が形成されており、引き続き緑豊かな自然環境と調和した居住環境の維持・改善に努める。

#### (2) 特に配慮すべき土地利用の方針

##### ①都市再構築に関する方針

人口減少・少子高齢化などの社会経済情勢の変化等を踏まえ、日常生活に必要な医療・福祉施設、商業施設等と集落を公共交通ネットワークで結ぶことで、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

併せて、老朽化が進む道路、上下水道等の都市基盤施設を計画的に維持・管理・更新するとともに、隣接市町との広域連携等による共同化を検討することで、財政面・体制面での持続可能性の向上を図る。

また、特定大規模建築物については、「地域商業ガイドライン」等に基づき、郊外立地の抑制を図る。

##### ②居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地の木造住宅が密集する地域については、耐震性の向上を図るとともに、防災機能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を有している地域については、引き続き都市農地の保全を図ることにより、良好な居住環境の維持を図る。

宅地の安全性を確保する観点から、土砂流出や滑動崩落等の発生が想定される区域においては、危険な盛土行為の規制や地震等による被害の防止対策を推進する。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努める。

### ③市街地における住宅・住環境づくりの方針

地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の形成が図られることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき地域の特性を生かし、増加する空き家対策など既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、本格的な少子高齢化社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や子育て世帯等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、必要に応じ、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

### ④優良な農地との健全な調和に関する方針

田原川、贄田谷川、糠塚川、城土川、禅定寺川等の各河川沿い及び緩傾斜地の農地は、農業振興地域として種々の農業投資が行われており、これらの集団的優良農地等に加え、新たに造成された郷之口、湯屋谷、禅定寺等における農地についても、今後ともその保全に努める。

### ⑤災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

砂防指定地については、土砂流出防止機能の確保のため、今後とも維持と機能向上に努める。

また、区域を取り囲む山麓部内の保安林等の指定地域、急傾斜地、土砂災害の恐れがある地区を含む地域については、災害防止のため開発の防止・保全を図る。

### ⑥都市内の緑地又は都市の景観・風致の維持に関する方針

琵琶湖国定公園、末山・くつわ池自然公園や禅定寺京都府歴史的な自然環境保全地域等を保全するとともに、宇治川、田原川等の自然環境や禅定寺周辺等の歴史的環境について地域制緑地の指定等による保全に努める。また、生物多様性の保全に努める。

さらに、景観法を活用した実効性ある景観誘導等によって、茶畑等地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

## 4 都市施設の方針

### (1) 交通施設

#### ①基本方針

広域交通網を生かした産業拠点のある都市を目指し、新名神高速道路の整備を促進するとともに、インターチェンジ等へのアクセス道路として都市計画道路宇治田原山手線等の整備を進める。

さらに、快適な生活環境と魅力ある地域産業が共存する都市を目指し、既存道路機能を最大限に発揮し、安全で快適な道路空間を創り出す。

なお、道路の整備に当たっては、道路が優れた景観形成や観光振興、安全・円滑な交通確保、地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザイン化及び無電柱化を推進し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

そのほか、人口減少・少子高齢化などの社会構造やライフスタイルの変化、経済状況等の将来見込みを踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、必要な道路網の見直しも進める。

#### ②整備水準の目標

##### ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路について、平成27（2015）年における整備率は約13%であるが、令和17（2035）年には、約35%を目標に整備を進める。

##### 幹線街路の整備目標

|     | 平成27（2015）年実績 | 令和17（2035）年整備目標 |
|-----|---------------|-----------------|
| 整備率 | 約13%          | 約35%            |

#### ③整備方針

##### ア 道路

自然や歴史にふれあえる都市を目指して、国道307号等の観光拠点へのアクセス道路の整備や歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

幹線道路等としては、新名神高速道路、国道307号、都市計画道路宇治田原山手線等の整備を図る。

#### ④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

##### ア 道路

| 事業名                | 路線名   |
|--------------------|---|
| 道路事業<br>又は<br>街路事業 | 新名神高速道路、国道307号、（都）宇治田原山手線、（府）宇治木屋線、<br>（都）宇治田原山手北線、（都）宇治田原工業団地線 |

\*（都）は都市計画道路を、（府）は府道を表す

## (2) 下水道

### ①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点及び污水处理の効率化を図る観点から、木津川流域下水道への編入を進めるとともに、引き続き公共下水道の污水計画に基づき下水道（污水）の整備及び浄化槽による最適な整備手法の調整を行う。

### ②整備水準の目標

宇治田原町単独公共下水道の污水事業を推進し、処理区の拡大に努めるとともに、流域下水道への編入について調整を行う。老朽化施設については、計画的な更新・改築を推進する。

#### 污水处理に係る整備目標

|     | 平成27（2015）年実績 | 令和17（2035）年整備目標 |
|-----|---------------|-----------------|
| 普及率 | 70%           | 100%            |

\*普及率：下水道計画区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

### ③整備方針

木津川流域下水への公共下水道編入と公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指すとともに、老朽化施設については計画的な更新・改築を推進する。

### ④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

| 種別          | 事業名     | 事業箇所  |         |
|-------------|---------|-------|---------|
| 下水道<br>（污水） | 公共下水道事業 | 宇治田原町 | 宇治田原処理区 |

## (3) 河川

### ①基本方針

災害に強く安全で安心な暮らしを守るまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水被害防止を基本に、都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。

具体的には、流域治水の考えに基づき流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。

また、堤防の決壊等がもたらす洪水災害による被害を軽減させるため、河川や河川管理施設の状態、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行う。

併せて、水と緑のオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として評価

し、水辺環境の保全に努めるとともに、景観等に配慮した良好な水辺空間の創出を図る。

#### ②整備水準の目標

時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを基本に、重要な河川を中心に河川改修に合わせた流出抑制施策を講じ、総合的な治水対策を進める。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

#### ③整備方針

本区域の中心部を田原川が流下し、支川の糠塚川等がこれに流入している。河川改修については河道整備を推進するとともに流域のもつ防災機能の維持、確保を図る。

また、水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、まちの景観形成などにおいて大きな役割を果たしているため、親水性に配慮した河川整備等により、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を進める。

#### ④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む）は、次のとおりとする。

| 種 別 | 事 業 名  | 事 業 箇 所  |
|-----|--------|----------|
| 河 川 | 河川改修事業 | 一級河川 糠塚川 |

### (4) その他の都市施設

#### ①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりを目指し、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。

循環型社会の実現に向け、府民一人ひとりの意識向上を図るなど、府民、事業者との連携の下、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の3R（発生抑制、再使用及び再生利用）を推進することを基本に、将来の適正なごみ処理量に対応する施設の整備については、都市基盤施設と整合のとれた適正な規模・配置となるよう総合的に考慮して推進する。

また、急速に進む少子高齢社会において、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるよう、生活関連公共・公益施設の整備を推進しつつ、文化・スポーツ施設を整備するとともに、保健・医療・福祉施設を適正に配置する。

なお、将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じつつバランスのとれた施設整備を図る。

#### ②整備方針

##### ア ごみ処理施設

リサイクルの推進を図るとともに、新たな環境基準等に対応した処理機能の向上を図る。

##### イ 教育文化施設

少子化社会における教育施設の在り方について、その方向性について統廃合を含めた

検討を行うとともに、高齢化に対応した多様な世代が利用できる施設の多機能化についても検討する。

## 5 市街地開発事業の方針

### (1) 基本方針

本区域は都市近郊地域として、幹線道路網の整備と並行し、大・小の住宅開発や工業団地造成が進められてきており、今後は新名神高速道路のインターチェンジの整備によるポテンシャルの向上を生かした、新たなまちづくりを進めていく。

市街地の整備に関しては、優れた自然と調和のとれた街並み景観の保全・形成をはじめとした地域特性を生かした個性あるまちづくりを推進することとし、既成市街地や小規模宅地開発により形成された市街地において、地区計画等を活用した、安心・安全な市街地への更新を検討する。また、山砂利採取地等の低未利用地等についても土地利用の転換を図るとともに、優良農地の保全により、大都市近郊地域として、職住合わせた都市拠点としての整備を図る。

### (2) 整備方針

#### ①新市街地

幹線道路沿いに民間開発による良好な住宅整備を図るとともに、新たな土地利用が見込まれる新名神高速道路のインターチェンジ付近、砂利採取場跡地及び都市計画道路宇治田原山手線沿道の土地利用の転換を図るため、区画整理事業等の面的整備事業による整備を検討する。

#### ②既成市街地

既成市街地における防災性能の向上、地区計画等を活用した良好な住宅環境の誘導を図る。

## 6 自然環境の整備又は保全に関する方針

### (1) 基本方針

水辺や緑の空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水と緑の役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水と緑、京都らしい風景を生み出す水と緑の保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢化問題への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水と緑の保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ところとからだをはぐくむ緑の保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じる緑の保全と創出
- ・ いきものを守り育てる緑の保全と創出
- ・ 暮らしを守る緑の保全と創出
- ・ 京都らしさを感じる緑の保全と創出

特に地域特性を考慮し、「緑あふれる環境の形成と郷土景観の保全」を目指して水と緑の施策を推進する。

#### ①緑地の確保目標面積

| 緑地の確保目標面積<br>(令和17(2035)年) | 都市計画区域面積に対する割合 |      |
|----------------------------|----------------|------|
|                            | 緑地確保目標面積       | 割合   |
|                            | 約2,630ha       | 約88% |

#### ②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

|           | 平成27(2015)年実績 | 令和17(2035)年整備目標 |
|-----------|---------------|-----------------|
| 都市計画区域人口  | 約27.8㎡/人      | 約53.8㎡/人        |
| 1人当たり整備面積 | (約6.1㎡/人)     | (約10.6㎡/人)      |

\* ( ) は都市公園法で規定する都市公園

### (2) 主要な緑地の配置方針

#### ア ところとからだをはぐくむ緑の保全と創出

- ・ 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水と緑の拠点をつくる。
- ・ 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水と緑を保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。

- ・スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる公園等を整備する。
- ・自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。
- ・東海自然歩道等により水と緑を結ぶネットワークを形成する。

#### イ やすらぎとうるおいを感じる緑の保全と創出

- ・うるおいのある風景を形成する森林や河川等水と緑の自然景観を保全する。
- ・市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となる緑を保全する。
- ・鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなる緑を保全する。
- ・都市の景観の重要な構成要素となる大規模な公共施設等において緑化を推進し、緑のシンボルを形成する。
- ・公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等私有地の緑化を進め、緑豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

#### ウ いきものを守り育てる緑の保全と創出

- ・水と緑の骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。
- ・貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。
- ・市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。
- ・市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。
- ・森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

#### エ 暮らしを守る緑の保全と創出

- ・地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。
- ・公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等私有地の緑化を進め、緑やオープンスペースの特性を生かした災害に強いまちづくりを進める。
- ・市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等緑の保全を図る。
- ・市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水と緑を保全する。
- ・工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善する緑の保全と創出を進める。

#### オ 京都らしさを感じる緑の保全と創出

- ・指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなす緑や、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。
- ・溪谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水と緑を保全する。
- ・竹林、梅林、茶畑等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成する緑を保全する。
- ・歌や物語に登場する風景等、京都らしい水と緑の風景を保全するとともに、歴史や文化

に親しめる空間として整備する。

- ・新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水と緑の景観を創出する。

### (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水と緑の共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となる緑の保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水と緑の保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

#### ①公園緑地の配置方針の概要

| 種類     | 種別   | 配置方針の概要  |
|--------|------|--|
| 住区基幹公園 | 近隣公園 | 近隣に居住する者が容易に利用できるような約2haの整備を図る。                |
| 緑地     |      | 公共施設等において約11haの整備保全を進めることにより、水と緑のネットワークの形成を図る。 |

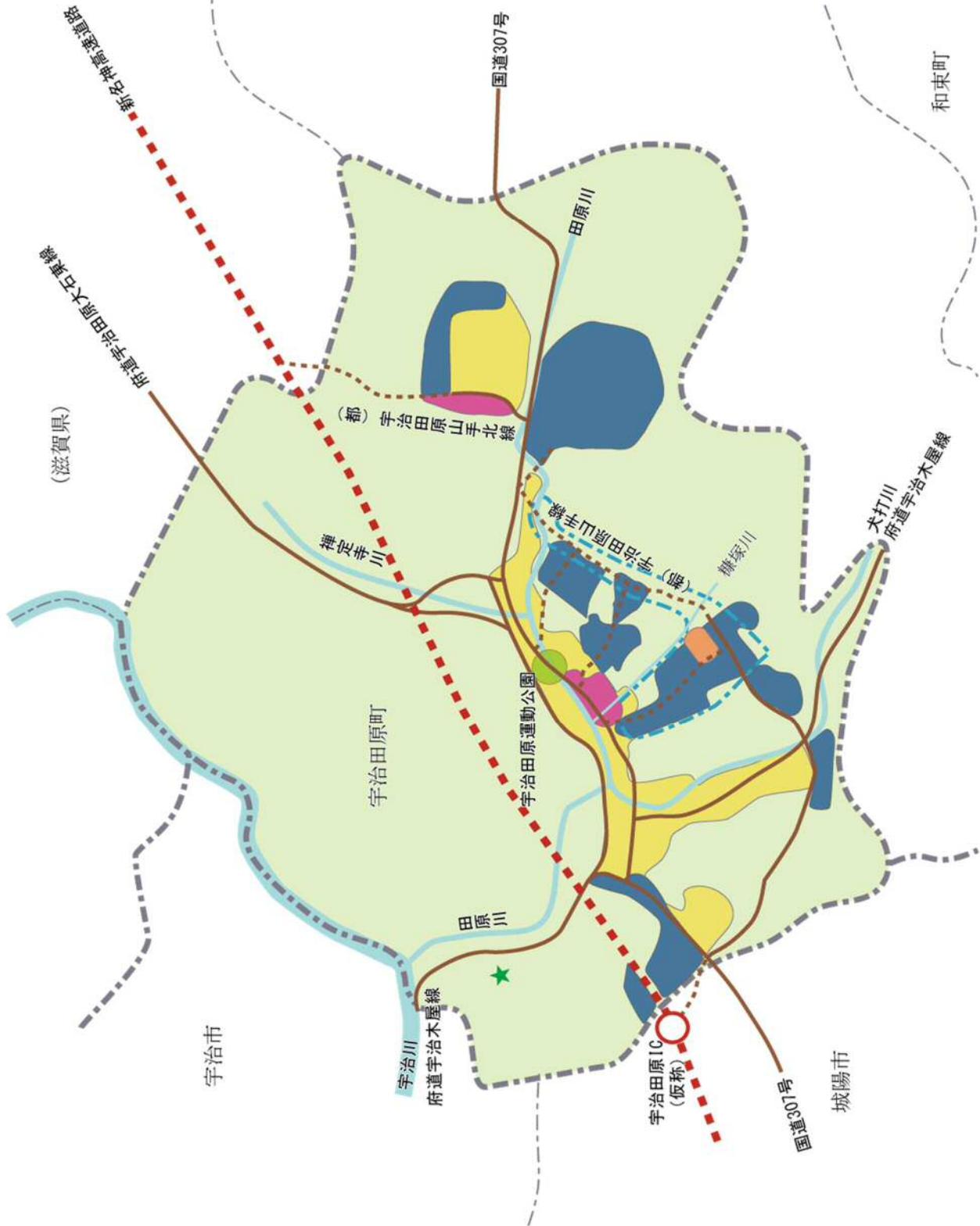
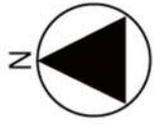
#### ②地域制緑地の指定方針の概要

| 地区の種別 | 指定方針の概要   |
|-------|---|
| 風致地区  | 宇治田原風致地区が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により、保全を図るとともに、その周辺の緑地について、必要に応じて指定を行う。  |
| 自然公園  | 宇治川沿いに琵琶湖国定公園が指定されており、今後とも法規制の適切な運用により保全を図るとともに、周辺地域も含めた自然環境の保全を検討する。 |

### (4) 主要な緑地の確保目標

公園緑地については、地域特性を考慮した上で、既存施設の適切な維持・管理を行うとともに、区画整理事業等の面的整備事業に合わせた新たな公園整備や道路等の公共施設における緑地整備を図る。

— 付 図 —



| 凡 例      |                               |
|----------|-------------------------------|
| 市町村界     | ---                           |
| 都市計画区域   | --- (dashed line)             |
| 商業地      | ■ (orange)                    |
| 業務地      | ■ (blue)                      |
| 工業地      | ■ (yellow)                    |
| 土地利用検討箇所 | ■ (yellow with dashed border) |
| 住宅地      | ■ (green)                     |
| 自動車専用道   | ■ (red dashed line)           |
| 幹線道路     | ■ (brown solid line)          |
| 河川       | ■ (light blue)                |
| 下水処理     | ★ (green star)                |
| 公園・緑     | ● (green circle)              |